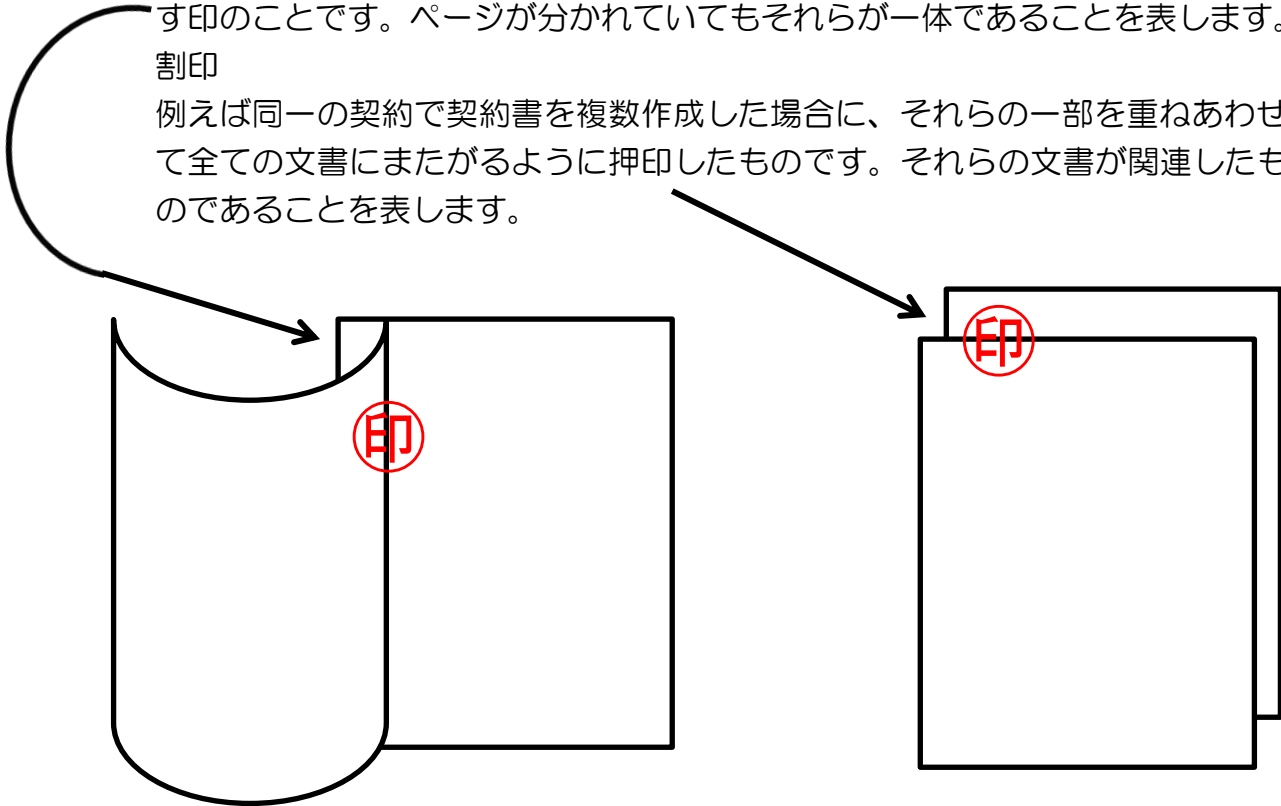


契印

1 通の文書が 2 枚以上で構成されている場合にそのページのつづり目などに押す印のことです。ページが分かれていてもそれらが一体であることを表します。

割印

例えば同一の契約で契約書を複数作成した場合に、それらの一部を重ねあわせて全ての文書にまたがるように押印したものです。それらの文書が関連したものであることを表します。



請書

期日のように観念的な事柄を引き受ける書面

受書

書類などの物を受領したことを明らかにする書面

→ですので期日「請書」、判決確定証明書の「受書」のように使います。

検察官と検事

「検事」は一般的には検察官と同じ意味ですが、正確には検察官法に基づく官名（国家公務員などの職の名称）のひとつを指します。検察官の官名には「検事総長」「次長検事」「検事長」「検事」「副検事」があります。

私が経験したやり取りですが、検察官に事務連絡する際に「担当の〇〇検事にお伝えください。」と言いましたら、検察事務官に「〇〇は副検事です。」と言われて、何のこっちゃと思ったことがありましたが、こういうことだったのでね。

弁護士と弁護人

弁護人とは、刑事事件において被疑者・被告人の弁護を任務とする者のことで、原則、弁護人は弁護士から選任されます。ですので、刑事事件では弁護士のことを弁護人と呼び名が変わるんだなと思いがちですが、簡易裁判所や地方裁判所での刑事事件の場合は、裁判所の許可を得て弁護士でないものが弁護人に選任される場合（刑事訴訟法第31条2項）がありますので注意が必要です。

「時」と「とき」

時とは時間の流れの中の一時点のことですが、「とき」は時間的な概念とは異なり、「場合」と同じような意味をもち、仮定的な条件をさします。

「原告が被告に金銭を交付したトキ」といった場合、そのトキが「時」であれば何年何月何日とか何時何分で表すことができるものですが、トキが「とき」であれば、「場合」という言葉に置き換えることができるような表現です。似て非なるものといえるのではないのでしょうか。

署名

文書に手書きで氏名などを書きしるすことです。

記名

他人が代わって書いたり、印刷したり、ゴム印を押したりして氏名などをすることです。

決済

証券又は代金の支払いによって取引を終了させること。または、単に支払のことです。

「不動産売買の決済」のように使います。

決裁

最高責任者が、部下の提出した案の採否を決めることです。

「この文書の交付には裁判官の決裁が必要です。」のように使います。